

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 2 0 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 1 7 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項中「令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日以後の規則で定める日から起算して 1 年 6 月を経過する日までの間」を「次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間において」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 事業所得（所得税法第 2 7 条第 1 項に規定する事業所得をいう。）により生計を維持している被保険者（以下「自営業者」という。） 下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 号）の公布の日から令和 2 年 9 月 3 0 日以後の規則で定める日から起算して 1 年 6 月を経過する日までの間
- (2) 給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者（以下「被用者」という。） 令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日以後の規則で定める日から起算して 1 年 6 月を経過する日までの間

附則第 1 0 項中「給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき」を「次の表の左欄に掲げる被保険者がそれぞれ同表の中欄に掲げる場合」に、「とき、又は」を「場合又は」に、「ときに」を「場合に」に改め、「限る。）」の次に「に該当するとき」を加え、「その労務に服することがで

きなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた」を「それぞれ同表の右欄に掲げる」に改め、同項に次の表を加える。

自営業者	療養のため事業を営むことができない場合	その事業を営むことができなくなった日から起算して3日を経過した日から事業を営むことができない期間
被用者	療養のため労務に服することができない場合	その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日

附則第11項中「傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した」を「次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「、その」を「、それぞれその」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 自営業者 前年中の事業所得を365（年の中途において事業を開始した場合は、当該事業を開始した日からその年の12月31日までの日数）で除した金額

(2) 被用者 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額

附則第13項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等」を「被用者」に改める。

附則第15項中「被保険者」を「被用者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した自営業者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めることに伴い、所要の条文整備を行うため。